

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
使用施設
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	10
4. 特記事項	11

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

① 基本検査実施期間

自 平成31年2月18日(月)

至 平成31年2月22日(金)

(2) 保安検査実施者

上齋原原子力規制事務所

原子力保安検査官 甲斐 英二

原子力保安検査官 篠川 英利

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、核燃料施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 核燃料物質の管理状況
- ② 放射線管理の実施状況
- ③ 不適合管理・是正処置・予防処置(改善活動の取組状況)の実施状況
- ④ 遠心機処理設備の運転状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「核燃料物質の管理状況」、「放射線管理の実施状況」、「不適合管理・是正処置・予防処置(改善活動の取組状況)の実施状況」及び「遠心機処理設備の運転状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

「核燃料物質の管理状況」では、人形峠環境技術センター(以下「センター」という)に保管されている核燃料物質の運搬状況及び保管管理状況について検査を行った。

検査の結果、平成30年度の核燃料物質の運搬の実績については、何れも問題なく運搬されていることを確認した。核燃料物質等の保管、取扱及び貯蔵規則の遵守状況については、マニュアルに従い行われ、「管理区域内における保管物リスト」が作成され、保管場所ごとの管理がされ、過充てんとなっていないことが確認されていることを記録により確認した。

「放射線管理の実施状況」では、検査の結果、以下の点を確認した。

- ・管理区域への出入管理について適切に実施されていることを記録により確認した。
- ・管理区域内外の線量当量率及び汚染の測定について適切に実施されていること、測定に用いる機器は適切に校正されていることを記録により確認した。
- ・放射線従事者の被ばく管理及び放射線作業の管理については、管理に必要な機器は、点検されており保安規定に定めた員数が用意されていること、被ばく管理及び放射線作業の管理が適切に実施されていることを記録により確認した。

「不適合管理・是正処置・予防処置に係る検査(改善活動の取組状況)」では、不適合事象に対する不適合管理、是正処置及び予防処置について、事業者の不適合事象に対する改善活動(コレクティブアクション)が継続して行われているかについて確認することとし検査を実施した。

検査の結果、事業者は、不適合事象に対する改善活動をコレクティブアクションプログラムの制度の元、実施していることを記録により確認した。また、センターでは、不適合管理以外のコレクティブアクションプログラムについても、安全衛生連絡会にて1ヶ月に1度検討されたことを議事録にて確認した。また、その結果を各課に持ち帰り、各課でも周知させていることを朝会にて聴取した。平成30年度第2回保安検査で確認した後に発生した不適合事象の処置状況を確認した。不適合事象の中から無作為に選び確認を行ったがその何れも処置状況に問題は、なかった。これらの検査結果からコレクティブアクションプログラムの制度が定着して来ていると判定する。

「遠心機処理設備の運転状況」では、遠心機処理設備の各作業工程の運転状況を確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、汚染作業は、全て分解ハウス及び化学分離ハウス内の遠隔操作または、外部からグローブを介して行われ、分解された遠心分離機は、洗浄が終了した後に初めてハウスから出される等、作業員が汚染被ばくしないよう工夫がされており、汚染の拡大防止、廃水、排気が管理され、漏えいのない構造となっていることを現場確認した。

分解、洗浄された遠心分離機のクリアランス確認等の汚染測定作業は、校正された測定機器を用いて管理要領書に従って行われていることを記録により確認した。遠心機処理設備を取り扱う上での作業員の力量管理については、共同作業者が作業項目ごとに評価していることを評価記録により確認した。また、新規配属者に対しては、机上教育を行い、基本的な作業知識を学ばせると共に、作業項目ごとにOJTによる指導を行っており、理解度確認まで行っていることを記録により確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2)検査結果

1) 基本検査結果

1)－1 核燃料物質の管理状況

センターに保管されている核燃料物質が適切に保管管理されているかについて確認した。また、センター外との運搬及びセンター敷地内での運搬の有無を確認し、その行為が適切であったかどうかについて確認することとし、検査を実施した。

① 核燃料物質の運搬について

a. 運搬基準

核燃料物質等の運搬に係る基準としては、「放射性物質等管理要領書」に基づき、核燃料物質が臨界に達する恐れがないことの確認として、以下の内容を確認し、「運搬に係る基準の確認表」に記載することとしていることを確認した。

- ・容器に有害な傷、割れ等がないこと
- ・バルブ及びプラグの取り付けなどに異常のないこと
- ・定められた容器を使用していること
- ・収納物の濃縮度は5%以下であること
- ・内容物の充填量は、容器の最大充填量以下であること
- ・容器に封入した場合、シリンダのバルブ、ドラム缶等の蓋が確実に閉じられていること
- ・容器に封入した場合、材料相互の間及び材料と収納される核物質等との間で危険な物理的作用または化学的反応の生じる恐れのないこと
- ・当該容器の各辺が10cm以上あること
- ・容器が運搬中の温度、内圧の変化、振動等によりき裂、破損等のないこと
- ・運搬中に移動、転倒、転落等のないよう積付けかれていること
- ・表面線量及び線量当量率が法令に定める値を超えていないこと
- ・運搬物及び車両に標識が取り付けかれていること
- ・運搬物の表面に不要な突起物がなく、汚染の除去が容易であること
- ・弁、バルブが誤操作されない措置が講じられていること
- ・輸送物の技術上の基準に適合していること
- ・輸送物についてシールの貼り付け等が講じられていること

b. 運搬実績の確認

平成30年度の実績については、センター外からの搬入は、0件、搬出は、4件であることを「放射性物質等搬出計画・搬出記録(所外用)」により確認した。

c. センター外への搬出

i. 濃縮ウラン(ECGU)の運搬

濃縮ウラン(ECGU)が他の加工事業者にL型容器に入れて運搬された事例を確認した。核燃料物質等をセンター内外に運搬する場合は、事前に計画書を作成し、安全管理課長と総務課長と協議し、統括者の許可、核燃料取扱主任者の同意、所長の承認を得ており、上記 a.を確認の上、運搬されたことを「放射性物質等搬出計画・搬出記録(所外用)」により確認した。

ii DA サンプルの運搬

平成27年9月六フッ化ウランを貯蔵しているシリンダのIAEAの封印を作業員が誤って切ったことから、当該シリンダ内のUF6ウラン濃縮度を確認するため貯蔵物のサンプルを送るよう要請があり、平成29年5月に運搬した事例を確認した。

- ・運搬に関し、上記 a.が確認してあることを「運搬に係る基準の確認表」により確認した。

d.周辺監視区域内での運搬

平成30年度の周辺監視区域内での運搬は、30件であり、何れも問題なく運搬されていることを「周辺監視区域内放射性物質等運搬承認・運搬許可」及び「施設敷地内放射性物質等運搬記録」により確認した。

i ウランガラス原料としての譲渡のための運搬

鏡野町にウランガラスの原料として譲渡するため譲り渡しに制限が無い量である298.5gのウランを濃縮工学施設から周辺監視区域内の上斎原ガラス製作試験所(厚生倉庫)まで運搬した実績を確認した。「周辺監視区域内放射性物質等運搬計画」が立案され、運搬されたことを「周辺監視区域内放射性物質等運搬承認・運搬許可」により確認した。この時も上記 a.が確認されていることを「運搬に係る基準の確認表」により確認した。

ii 焼却灰の運搬

焼却施設で焼却した際に発生した焼却灰の分析のため焼却灰サンプルを周辺監視区域内の濃縮工学施設まで運搬した実績を確認した。「周辺監視区域内放射性物質等運搬計画」が立案され、運搬されたことを「周辺監視区域内放射性物質等運搬承認・運搬許可」により確認した。この時も上記 a.が確認されていることを「運搬に係る基準の確認表」により確認した。

e.施設敷地内での運搬

平成30年度の施設内運搬は17件であり、何れも問題なく運搬されていることを「施設敷地内放射性物質等運搬記録」により確認した。核燃料物質等の運搬に係る基準の確認については、「放射性物質等管理要領書」に従い、核燃料物質が臨界に達する恐れがないことを確認することとしており、事例としては、鋼材及び澱物を封入したドラム缶を施設敷地内で運搬させたことを「施設敷地内放射性物質等運搬記録」により確認した。この時も上記 a.が確認されていることを「運搬に係る基準の確認表」により確認した。

②核燃料物質等の保管、取扱及び貯蔵規則の遵守状況について

核燃料物質等の保管、取扱及び貯蔵については、「貯蔵上の遵守事項確認マニュアル」及び「管理区域内における保管・管理マニュアル」に従い行われ、「管理区域内における保管物リスト」及び「核燃料物質の性状及び保管リスト」が作成され、保管場所ごとの管理がなされていることを確認した。直近の実績としては、平成25年11月に保管時の確認を行っていることを「空シリンド等の保管時確認」により確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる項目は認められなかった。

1)－2 放射線管理の実施状況

放射線管理区域への出入り管理が適切に維持されているか、管理区域内外の線量当

量率及び表面密度が適切に測定され、被ばく管理、放射線作業及び特殊放射線作業の管理が継続してなされているかその実施状況について検査を行った。

① 管理区域境界部の現場確認

原型プラント及び濃縮工学施設について、管理区域境界部の確認を行うこととし、管理区域出入り口に注意事項が表示されていること、その他の管理区域境界部は、壁、柵により区画する他、標識が掲示されていることを巡視により確認した。また、管理区域出入り口以外の境界部の扉が施錠管理されていることを確認した。 トラックヤードは、内部の管理区域との境界扉及びシャッター横に標識があることを確認した。さらに、核燃料物質を撤去し、一時的に管理区域を解除された事例はないこと、エリアの環境線量が高く立ち入りを制限する必要のある区域はセンターにはないことを事業者より聴取した。

② 管理区域の変更事例

管理区域の変更事例での手順を確認した。これは、加工施設から使用施設に変更された後、使用施設から加工施設に戻すこととし許可変更されたものである。

変更の経緯は以下のとおり

- ・原型プラント施設 DOP-2設備を加工施設第1種及び第2種管理区域から、使用施設管理区域に変更（平成11年8月加工事業変更許可、平成11年10月使用変更許可）
- ・設備改造の後、使用施設管理区域から加工施設第1種管理区域に変更（平成20年7月使用施設変更許可、平成24年2月加工事業変更許可）
- ・平成27年に変更手続きが完了したことを確認した。

③ 一時管理区域の設定及び解除

一時管理区域の設定及び解除については、「核燃料施設区域管理要領書」に従い行われていることを確認した。

トレーニング内配管点検のためのトレーニング内一時管理区域設定については、以下の点について実施されていることを「一時管理区域設定記録」及び「一時管理区域解除記録」により確認した。

- ・トレーニング出入り口部のロープによる区域設定及び標識を掲示していること
- ・線量当量率、表面密度が測定されていること

廃棄物貯蔵庫に貯蔵されている廃棄物収納ドラム缶の健全性確認のための屋外での一時管理区域設定については、以下の点について実施されていることを「一時管理区域設定記録」及び「一時管理区域解除記録」により確認した。

- ・ロープによる区域設定及び標識を掲示していること。
- ・線量当量率、表面密度が測定されていること

④ 出入り管理

管理区域への出入管理については、「個人被ばく管理要領書」に従い、放射線業務従事

者と一時立入者に分けて管理されている。所員の放射線業務従事者指定については、安全管理課が所属担当課から提出された「放射線業務従事者指定申請書」にて放射線業務従事者指定要件(年齢、線量限度、電離健康診断、入所時特別教育等)を満足していることを確認し、承認していることを、「放射線業務従事者登録票」にて確認した。また、管理区域への一時立入者については、安全管理課が所属担当課から提出された「管理区域一時立入申請書／許可書」が確認され、管理区域への一時立ち入り者の立入時間が管理されていることを「一時立入者の指名申請・実効線量測定結果報告」により確認した。

⑤ 放射線業務従事者への教育

放射線業務従事者への教育については、abcd 教育¹が計画され実行に移されていることを「放射線業務従事者の就業教育実施計画書」及び「放射線業務従事者の就業教育実施報告書」により確認した。また、新規に放射線従事者となった者に対し、業務に係るOJTが計画され実行されたことを「保安教育訓練実施報告書」により確認した。また、各個人ごとの実績が放射線作業項目ごとに管理されていることを「OJT スケジュール実績」により確認した。

⑥ 管理区域内作業

平成30年度に行われた管理区域内作業のうちから任意に選びその実施状況を確認した。センターの管理区域内で行う作業は、マニュアル作業と特殊放射線作業があるが、マニュアル作業の場合は、マニュアルが作業計画書となることを「放射線作業管理要領書」により確認した。マニュアルが存在しない作業の場合は、特殊放射線作業となり、「放射線作業管理要領書」、「特殊放射線作業に係る実施マニュアル」、「特殊放射線作業に係る管理区域内作業届マニュアル」に従い作業計画が作られ、行われたことを特殊放射線作業計画書・報告書「撤去保管物等の処理」により確認した。

この事例では、作業期間中に他拠点で負傷事故が発生したため、安全確認のための作業の一時停止命令が出され、作業中断の後、作業内容のレビューが行われたことを作業計画レビュー記録「撤去保管物等の処理(平成30年6月21日)」により確認した。前回の作業内容のレビューから3ヶ月を超えない内に作業内容のレビューを行うこととされており、計画どおりのレビューが行われたことを作業計画レビュー記録「撤去保管物等の処理(平成30年7月20日)」及び作業計画レビュー記録「撤去保管物等の処理(平成30年10月11日)」により確認した。また、作業員の入れ替え、追加変更が行われたため、特殊放射線作業計画変更届「撤去保管物等の処理(平成30年8月3日)」が出されて作業計画が変更され、作業工程の変更、オイル交換作業の追加、仮設電源盤撤去作業の追加が提案されたため、特殊放射線作業計画変更届「撤去保管物等の処理(平成30年12月5日)」が出されて作業計画が変更されて工事が行われたことを確認した。

¹ a 教育(一般的な放射線についての知識)・b 教育(放射線防護、管理区域、防護装備について)・c 教育(実際の現場での教育)・d 教育 (センター固有の放射線作業教育)

マニュアル作業の場合は、事前に作業届けが出されていることを管理区域内作業届「保管ステージ床の錆止め塗装作業」により確認した。作業計画が変更された場合には、作業変更内容について「リスクアセスメント実施要領」に基づくリスクアセスメントが行われており、ドラム缶の移動について安全性の確保に配慮がなされていることをリスクアセスメント実施調査書「保管ステージ床の錆止め塗装作業（作業計画の変更に係るリスクの追加）」により確認した。また、これらの計画変更が管理区域内作業変更届「保管ステージ床の錆止め塗装作業」に反映されていることを確認した。

⑦ 被ばく管理

放射線業務従事者の被ばく管理については、「個人被ばく管理要領書」に従い、放射線業務従事者の指名・解除が行われ、管理されていることを「放射線業務従事者指定解除申請書」により確認し、放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく経歴及び過去5年分の被ばく履歴が管理されていることを「放射線被ばく経歴報告書」により確認した。

⑧ 放射線測定装置

センターで使用されている各種放射線管理用計測器類の管理状況については、「放射線測定器管理要領書」に従い、被ばく管理用計測器（ポケット線量計、熱ルミネッセンス線量計）及び放射線管理用計測器（手・足・衣服モニタ、線量当量率測定用サーベイメータ等）の点検及び校正が1回／年行われていることを「施設の定期的な自主検査成績書」、「TLDリーダ年点検記録」、「個人線量計点検記録」、「熱蛍光線量計及び熱処理炉点検報告書」及び「監視機器の点検及び校正記録」により確認した。また、各計測器具は、保安規定に定めた員数以上の数が常備されていることを「放射線管理用計測器点検記録」により確認した。

⑨ 防護具の管理

放射線防護具の管理については、「防護具の管理取扱要領書」に従い、半面マスク、全面マスク等の呼吸用保護具が点検され、管理されていることを「防護具類の管理状況報告書」により確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

1)－3 不適合管理・是正処置・予防処置に係る検査(改善活動の取組状況)

不適合事象に対する不適合管理、是正処置及び予防処置が適切に実施されているか確認した。特に、事業者の不適合事象に対する改善活動（コレクティブアクション）が継続して行われているかについて確認することとし検査を実施した。

① 改善活動の取り組み状況

a. 予防処置の実施状況

i. 情報の拾い出し

- ・安核部が NUCIA から抽出し予防処置の検討を依頼する情報

安核部が機構内部で発生した不適合事象及び NUCIA から抽出した不適合事象を各拠点に予防処置の検討をするよう指示していることを機構水平展開実施状況データベース及び業務連絡書により確認した。

- ・NUCIA からセンターが抽出する情報

センターは、安核部からの検討依頼を待つだけではなく、独自に NUCIA から不適合事象を抽出し、安全スタッフ会議で検討するよう依頼していることを安全スタッフ会議議事録により確認した。

- ・鉱山保安情報

センターは、経済産業省中国・四国産業保安監督部が発信している災害等情報(鉱山保安情報)から抽出した事例を、安全スタッフ会議で検討していることを安全スタッフ会議議事録により確認した。

- ・安全スタッフ会議での審議内容の確認

安全スタッフ会議では、提案された上述の NUCIA 情報及び鉱山保安情報を不適合管理検討分科会に展開するべきかどうか検討していることを安全スタッフ会議議事録により確認した。

- ・不適合管理検討分科会での検討内容の確認

不適合管理検討分科会は、安全スタッフ会議から要請された上述の不適合事象に対して予防処置を行う必要があるかどうか検討していることを不適合管理検討分科会議への同席及び議事録により確認した。

ii. 実施事例

上述の手順で抽出された事案に対する予防処置の実施事例として、他プラントにおいて発生した換気装置(局所排気装置、排気カート等)内へ溶接のスパッタが混入し、フィルタに付着し着火・燃焼した事案を受けてスパッタが飛ぶ方向に金属板を設置する等によりフィルタの焼損を未然に防ぐ対応を取ることをセンター共通安全作業基準「アーク溶接・溶断作業の管理要領」に追記されたことを水平展開結果報告書「浜岡原子力発電所の溶断作業における集じん機(全体換気装置)内へのスパッタ混入による発煙について」により確認した。

b. コレクティブアクションプログラムの実施状況

センターでは、不適合管理以外のコレクティブアクションプログラムを安全衛生連絡会にて行うこととしており、以下の内容が1回／月に検討されたことを議事録にて確認した。

- ・安全衛生パトロール結果報告

- ・課の4S(整理、整頓、清掃、清潔)

- ・保安教育・訓練の実施状況

- ・KY 活動(危険予知)

- ・安全情報周知

- ・ヒヤリハット事例報告(機構内の現状の問題点、処置対策等について報告)
- ・保安改善提案を含む安全技術情報の紹介
- ・労働基準監督署、消防署等の安全衛生関係監督官庁による立ち入り調査結果
- ・リスクアセスメントの実施報告

また、その結果を各課に持ち帰り、各課でも周知させていることを朝会にて聴取した。

②不適合事象の処置状況

平成30年度第2回保安検査で確認した後に発生した不適合事象の処置状況を確認した。不適合事象の中から無作為に選び以下の確認を行ったがその何れも処置状況に問題は、なかった。

・「小形化学分離設備 ブラシ洗浄槽 ブラシュユニットの昇降動作不良」
遠心機処理設備内のブラシュユニットが経年劣化により昇降しなくなったので ベアリングボルネジの交換を行った。

・「HF モニタ指示値上昇」
HF モニタの指示値が上昇した。当初 HF モニタの計器不良と思われたが、サンプルシリンダから IF₇ 等の漏えいが確認された。応急対策としてはサンプルシリンダのゴムパッキンの交換及び継ぎ手部をパテにて覆い袋を被せた。是正処置としては、サンプルシリンダを金属パッキン使用の物に変更する。

・「原型プラント均質操作室圧力指示調節計不良」
部屋の空調が過負圧となり扉が開かない事象が発見されたため他の部屋の圧力調節計と交換したところ正常に負圧調節できることが確認された。予備品の圧力調節計を、取り付け前に校正し動作確認を行い、健全性を確認した後、予備品に交換し、取り付けてあった指示調節計は、元の部屋に戻し、部屋の差圧調節は正常に行えるようになった。当該圧力調節計は、30年以上使用したがプラントの安全に影響するものではないので是正処置不要とした。

・「CVCF インバータ出力用電動 MCB 動作不良」
無停電電源装置 CVCF(周波数変換装置)内の MCB(電動遮断機)が動作不良を起こし、CVCFが故障トリップした。原因是、MCB 摺動部グリスの固着であった。プラント運転中と異なり現在は、CVCFの重要度が低下しており、故障時には、運転号機の切り替えで対応可能であり、当該の MCB は、1985年製で製造終了しており、また代替品もない。グリスの塗り直しを行ったところ、作動不良の再現がなくなったのでこれを以て対策とした。

これらの検査結果からコレクティブアクションプログラムの制度が定着して来ていると判定する。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

1) -4 遠心機処理設備の運転状況

遠心機処理設備は、ウラン濃縮に用いた遠心分離機が運転を終了した後、クリアランス物とするための設備で、分解、洗浄、切断の後、クリアランス確認する工程よりなる。この遠心機処理設備の各作業工程について安全が確保された上で実施されているかその運転状況を確認することとし、検査を実施した。

① 現場の確認

遠心機処理設備での遠心分離機の分解作業、洗浄作業等の汚染作業は、全て分解ハウス及び化学分離ハウス内での遠隔操作かまたは、各ハウス外部からグローブを介して行われ、遠心分離機は、ハウス内で洗浄が終了した後に初めてハウスから出される等、作業員が汚染被ばくしないよう工夫がされており、汚染の拡大防止、廃水、排気が管理され、漏えいのない構造となっていることを現場確認した。

② 遠心分離機のクリアランス検認等の汚染測定作業について

分解、洗浄された遠心分離機のクリアランス確認等の汚染測定作業は、「放射濃度確認対象物の管理要領書」に従って行われていることを確認した。また、これらの測定に使用される、電離イオン測定装置、遠心機部品サーベイ装置及びサーベイメータが「監視機器及び測定機器管理要領書」及び「施設の定期的な自主検査マニュアル（放射濃度の測定に用いる測定装置）」に従い、1回／年、校正・点検されていることを「平成30年度 施設の定期的な自主検査報告書」により確認した。また、遠心分離機が運転されていたころ、濃縮処理運転中に破損した遠心分離機や傷の付いた遠心分離機は、洗浄後も汚染の残存する可能性があるため、放射性廃棄物とすることにしており、クリアランス物にはしない方針であることを事業者より聴取した。

③ 作業員の力量管理

遠心機処理設備を取り扱う上の作業員の力量管理については、「教育・訓練管理要領」に従い1回／3年 評価記録を作成することとしており平成30年度と平成27年度の「作業従事者〔業務請負者用〕の評価記録」により共同作業者が作業項目ごとに評価していることを確認した。また、新規配属者に対しては、机上教育を行い、基本的な作業知識を学ばせるとともに、作業項目ごとにOJTによる指導を行っており、理解度確認まで行っていることを「新規配属者のOJT実績表」により確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

2)追加検査結果

なし。

(3)違反事項

なし。

4. 特記事項

なし。

保安検査日程(1／1)

月 日	2月18日(月)	2月19日(火)	2月20日(水)	2月21日(木)	2月22日(金)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議(加工・使用合同) ○核燃料物質の管理状況(加工&使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○核燃料物質の管理状況(加工&使用) ○遠心機処理設備の運転状況(使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○放射線管理の実施状況(加工&使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◎不適合管理・是正処置・予防処置に係る検査(改善活動の取組状況)(加工&使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○放射線管理の実施状況(加工&使用) ○遠心機処理設備の運転状況(使用)
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ○核燃料物質の管理状況(加工&使用) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○核燃料物質の管理状況(加工&使用) ○放射線管理の実施状況(加工&使用) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎不適合管理・是正処置・予防処置に係る検査(改善活動の取組状況)(加工&使用) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎不適合管理・是正処置・予防処置に係る検査(改善活動の取組状況)(加工&使用) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●最終会議 (加工&使用)

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 □:その他として検査した項目 ●:会議/記録確認/巡視等